

岡山県 BCP 認定制度説明書



令和3年8月（第1版）

岡山県

1 岡山県BCP認定制度の目的

災害が発生した際、企業がその活動を停滞させることは、地域経済や雇用に大きな影響を及ぼします。そのため、あらかじめ緊急非常事態における事業継続のための方法、手段を取り決め、日頃から確認しておくことが重要です。とりわけ、地域に根差した事業活動を行っている中小企業の事業の継続は、地域産業の安定・継続の観点から極めて重要です。

平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の寸断、南海トラフ巨大地震の被害想定の発表などにより、有事の際に事業を早期復旧・継続するためのBCP（事業継続計画）への関心が高まりつつありますが、県内のBCP策定済の中小企業は製造業で16.4%、小売・卸売業で7.8%（いずれも特定企業を対象とした県景況調査）に止まっています。

このような状況を踏まえ、岡山県では、災害等不測の事態が発生しても事業を継続するための経営者と従業員が知恵を出し合う優れた取組や、取引先や地域と連携した取組を行う事業者を認定し、その取組が他の事業者に波及することを通じて、環境変化に強い企業や地域を作ることを目的に、「岡山県BCP認定制度」を運用します。

2 認定事業者への特典

（1）岡山県ホームページ等での公表

認定を受けた事業者は、岡山県のホームページ等で公表します。事業継続対策は、事業者の皆様の関心も高く、多くの方々にホームページを閲覧いただいており、公表されることによるPR効果が見込まれます。

（2）認定証の交付

認定された事業者に、認定証を交付します。

（3）認定ロゴマークの交付

認定をうけた証として、認定ロゴマークを交付します。ロゴマークは、社員の名刺や広告、ホームページで使用し、PRに活用することができます。

（4）損害保険会社からの優遇措置

岡山県と包括連携協定を締結する損害保険会社から優遇措置を受けることができます。

3 認定までの流れ

（1）事業者において、申請書及び必要書類を作成します。

（2）事業者が、申請書及び必要書類を、岡山県BCP認定制度事務局（以下「事務局」という。）に提出します。

（3）事務局において、申請書及び必要書類を受け付け、漏れがないか確認します。

（4）岡山県BCP認定制度審査委員会において審査を行います。

（5）審査委員会の審査報告を踏まえて、県が認定の決定を行い、認定の決定を通知します。

（6）認定された事業者に認定証を交付します。

4 認定基準

- (1) 別紙様式第3号に記載の「自社の取組（番号1～13）」の全ての項目と、「自社と取引先の取組、地域と連携した取組（番号14～16）」の内いずれか1つ以上の項目について、同様式記載の評価基準に適合している場合に認定します。
- (2) (1)の基準を充足する事業者で、地震リスク、風水害（台風・大雨・洪水）リスク、感染症リスクの内、自社のBCPが想定するリスクの数に応じて、認定ロゴマークを3段階に区分し、交付します。

地震、風水害、感染症リスクの内、

- ・1つのリスクを想定し、BCPを策定している場合…1つ星認証
- ・2つのリスクを想定し、BCPを策定している場合…2つ星認証
- ・全てのリスクを想定し、BCPを策定している場合…3つ星認証



5 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとします。なお、認定事業者への特典については、認定の決定通知を受けた日から利用できます。認定の更新を行う場合は、有効期間の終了する年度の審査委員会前に改めて申請し、審査を受けるものとします。

6 評価項目の内容

<自社の取組>

1	地域及び事業所の被害想定	必須
事業所が所在する地域にどのような被害が及ぶかを把握するために、地震による揺れの強さや津波による浸水の有無などの情報を確認します。市町や県が公表している最新の被害想定やハザードマップを参照して、事業所周辺地域で想定される大規模な災害をピックアップしてください。想定される災害ごとに、ライフラインの遮断日数や事業所の建物や関連施設などが受けける被害を具体的に想定してください。		

[参考となる資料]

- ・岡山防災マップ（岡山県） <http://www.gis.pref.okayama.jp/bousai/>
- ・ハザードマップポータルサイト（国土交通省） <https://disaportal.gsi.go.jp/>

市町が作成しているハザードマップは、各市町のホームページ等で御確認ください。

2 中核事業及び重要業務の選定

必須

緊急時は、人材や設備、原材料等の確保が難しいため、優先して継続・復旧すべき事業や業務を絞り込んでおきます。

[参考例] 中核事業の選定

事業名	評価要素			重みづけ (経営判断)	総合
	売上への影響	取引先への影響	社会的な影響		
A	○	○	△	△	△
B	○	◎	○	○	◎
C	◎	△	×	○	○

評価記号 ◎：最重要 ○：重要 △：考慮 ×：なし



中核事業=B

理由	Bは社内在庫も少なく、供給停止は取引先の業務に大きく影響する。また、取引先は当社の重要顧客であり、長期にわたる関係を重視するとの経営判断も考慮した。
----	--

（高知県「東日本大震災に学ぶ南海地震に備える企業のBCP（事業継続計画）策定のための手引き」）

3 中核事業の目標復旧時間

必須

中核事業を復旧させるまでの期限の目安となる目標復旧時間を決めておきます。目標復旧時間を決めるに当たっては、「中核事業に関わる取引先と事前に調整して決める」「中核事業の停止による収入途絶等の損害に事業者又は事業所が耐えられる期間に基づいて決める」の2点を考慮します。

4 従業員及び従業員の家族の安否確認方法

必須

災害等の発生時には、事業継続のための人員確保の観点からもできるだけ速やかに従業員の安否を確認することが必要です。あらかじめ従業員との連絡手段を確保しておきます。

また、従業員の家族の安否が不明な状態では、従業員が業務に復帰できないため、従業員本人はもちろん、従業員の家族の安否も確認することが必要です。従業員はあらかじめ家族と話し合って、災害用伝言ダイヤル 171、携帯電話災害用伝言板サービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の連絡手段を複数確保しておく必要があります。

5 災害時の対応体制、BCP 発動基準と指揮命令系統

必須

緊急時の対応には、初動対応、復旧のための活動等、様々なものがありますが、最低限そうした事業者又は事業所全体の対応に関する重要な意思決定及びその指揮命令を行う統括責任者を取り決めておくことが重要となります。また、統括責任者が不在の場合や被災する場合もありますので、代理責任者も決めておく必要があります。

役割の例としては、統括責任者、顧客・協力会社担当、事業資源担当、財務担当、従業員支援担当等があげられます BCP 発動基準は、震度や気象警報といった外部情報、事業所内や取引先の被害状況に基づき、経営トップが判断します。例えば、気象庁「震度と揺れ等の状況」によると、「震度 6 弱の地震が発生した場合には、「固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。」とありますので、事業所においても、何らかの被害が想定されます。

6 情報システム、データ等のバックアップ

必須

重要業務の継続に不可欠な取引先との記録や連絡先、自社の財務や経理に関する情報は、電子データ化や複写などでバックアップを取り、同時に被災しない場所に保存・保管しておくことが必要です。

[情報のバックアップ実施におけるポイント]

- ・重要業務に必須となる情報は何かを把握する
 - ・電子・紙データの複製の保管場所を決定する
 - ・情報のバックアップを取る頻度等を決定する
 - ・非常用電源や回線等の二重化対策を検討し、必要であれば導入する
- (中小企業庁「中小企業 BCP 策定運用指針第 2 版」より)

7 災害直後に連絡を取ることが必要な顧客、協力会社、取引先などのリスト

必須

顧客や協力会社、取引先と速やかに連絡を取り、自社の被害状況や復旧見込み、また必要な資機材や支援要請などを伝えることは、事業の継続や速やかな復旧のために必要です。連絡先リストは、担当者でなくとも対応できるよう、重要度や連絡事項を分かりやすくまとめておくとより効果的です。

8 従業員の防災や事業継続の意識・知識の向上

必須

BCPは、緊急事態になった時に従業員がBCPを有効に活用し、適切な対応ができるよう準備しておくことで初めて意味を成します。

従業員にBCPの内容やBCPの重要性を理解してもらうために、事業所内における教育活動を実施することが重要となります。集合形式の研修会等を開催するのが難しい場合は、e-learningやウェブ型の研修形式を活用する方法もあります。

9 人材育成にかかる任意の取組

必須

従業員教育や従業員とのコミュニケーションにおいて、積極的にBCPを取り入れることは、従業員のBCPに対する意識向上に有効と考えられます。

10 定期的な訓練

必須

研修会等による知識の習得と同時に、定期的に訓練を実施し、災害発生時にとるべき行動を全ての従業員が身に付けておくことが必要です。

また、訓練で、「うまくいかない点」を抽出し、その対応策を考えることがBCPの改善につながります。

〔訓練例〕

・机上訓練

策定したBCPの手順に従って、議論形式でメンバーごとの役割を確認し、実際に活動できるかどうかを検討するもの

・電話連絡網・緊急時通報の演習

・代替施設への移動訓練

・バックアップしているデータを取り出す訓練

・BCP全体を通して行う訓練（総合訓練）

（中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針第2版」より）

11 BCPの見直し

必須

事業継続の取組は、BCPを策定して終わりではなく、常にBCPの内容を事業者及び事業所の現状に見合ったものとしておくために、計画・手順が機能するか実効性を検証し、改善する取組が必要です。

12 BCPの運用をチェックする体制（事業継続に取り組む組織体制）

必須

担当組織を置き、日頃からBCPの運用をチェックすることが必要です。小規模企業の場合は、担当組織を置かず、全員参加型の会議等により、BCPの運用をチェックしていくことも構いません。

13	経営者の BCP の必要性の認識	必須
----	-------------------------	----

経営者又は経営層の方が、BCPについて自ら熟知していることが、非常に重要です。面接審査の際は、経営者又は経営層の方にお話を伺い、BCPの基本方針、概要について熟知しているか、BCPの策定や運用、見直しにおいて、リーダーシップを取られているかどうかを確認します。

＜自社と取引先の取組＞

14	取引先との協議	選択
----	----------------	----

緊急時の事業継続には、取引先企業や協力企業との連携が重要になります。中核事業や復旧にかかる時間などを事前に協議しておきます。

15	代替対策の策定	選択
----	----------------	----

事業所の被害の状況により、現地での復旧が難しくなる場合や、通常の調達先からの商品・部品等の調達が難しくなる場合があることを考慮し、通常とは異なる工場で商品を生産したり、通常とは異なる調達先から商品・部品を調達する等、あらかじめ代替方法を決めておく必要があります。

〔製造業の場合の施設・設備の代替確保方法の例〕

- ・同一の機能をもつ施設を協力会社等に所有し、併行で操業しておく方法
- ・回復用の作業施設と設備類を保持する方法
- ・回復用の作業場所のみ確保（または、確保すべき場所を具体的に想定）しておき、設備は購入やリース等により確保する方法
- ・他製品の製造施設・設備を一時的に転用する方法
- ・回復用の作業場所（場合によっては設備も含む）を、同業組合等を通して、他社と提供し合えるように協定を締結しておく方法
- ・違う場所において新たに施設を建設する方法

（中小企業庁「中小企業 BCP 策定運用指針第2版」より）

＜地域と連携した取組＞

16	地域と連携した取組	選択
----	------------------	----

自社が単体で防災や BCP に熱心に取り組んでも、災害時には事業所が立地する地域の他の企業や、他の組織との連携なしには、自社の業務の継続・復旧もはかどらないという限界があります。企業にとって地域と連携した取組のメリットは、自社の従業員の安全確保や事業継続の実効性の向上にあります。また、各事業所が単体で非常用発電機や食料、水、仮設トイレ、医薬品等の備蓄を行う場合に比べ、地域で連携した場合には、全体として効率的な投資が可能となります。

例えば、所有する土地や施設を自主防災組織の資機材保管庫などとして提供する、地域と連携した防災に関する学習会や訓練に参加する等が考えられます。

[地域と連携した取組事例]

■ ドラッグストア（静岡県）の取組

店舗が所在する自治会からの要請を受け、医薬品や食料品などを災害時に救援物資として提供する防災協定を締結。当地区は、静岡県内でも東海地震の被害の度合いが極めて高い地域であり、被災によるけが人の発生も完全には避けられない状況にある中で、地域住民にとって心強い地元店舗からのバックアップとなっている。

■自動車部品等製造工場（静岡県）の取組

近隣の特別養護老人ホームとの間で、特別養護老人ホームが被災した場合、工場の従業員が駆けつけて救助活動をする「災害活動応援協定」を締結。この協定を結んでから、毎年11月初旬に協働で防災訓練を実施してきた。工場の社員は、特別養護老人ホームに入所している車椅子の方々との訓練を通し、救助方法を学ぶなかで、普段の仕事に対する安全意識も高くなっている。

（静岡県地震防災センターホームページ 事業所の実績事例より）

9 申請方法

（1）申請に必要な書類

- ① 申請書（様式第1～3号）
- ② 取組の内容が確認できる書類（BCP等）
- ③ 会社概要がわかるもの（パンフレット等）
- ④ 直近過去1年間の決算報告書

※取引先や個人情報については、黒塗りや空欄にして特定されないようにしたうえで提出いた
だいて結構です。また、書類が膨大な量となる場合は、抜粋していただいて結構です。

※①～④をまとめて提出してください。

（2）申請期間

令和3年9月1日（水）から令和3年10月29日（金）必着

（3）申請書類の提出先・お問合せ先

〒701-1221 岡山県北区芳賀5301（テクノサポート岡山）

公益財団法人 岡山県産業振興財団 中小企業支援課

電話番号：086-286-9626 e-mail：sinfo@optic.or.jp

（4）認定スケジュール

募集締め切りの約1か月後に審査委員会を開催し、審査報告を踏まえて県が認定の決定を行い、認定の決定を通知します。認定証の交付は、令和4年2月頃に行う予定です。